

特集《著作権》

知っておきたい著作権判決例（その4）
—最凶タッグ事件—

令和7年度著作権委員会第3部会 中川 勝吾、田中 かおり

要 約

本判決は令和7年度著作権委員会第3部会において検討した判決であり、本件は、宗教法人が発行する新聞に掲載された写真をスマートフォンで写真1枚に写り込む限度で撮影し、複数回にわたり、投稿本文とともにツイッター（X）に投稿した行為が著作権（送信可能化権）を侵害したとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案の控訴審判決である。原審⁽¹⁾では投稿された全ての写真について引用の抗弁（著作権法32条1項）が認められている。

最凶タッグ事件（控訴審）
知財高判令和7年7月31日（令和6年（ネ）第10075号） 損害賠償請求控訴事件（裁判所ウェブサイト）

目次

1. 控訴審の概要
2. 争点
3. 原審における争点4についての裁判所の判断
4. 控訴審における争点4についての裁判所の判断
4. 1 引用の4つの要件の検討
4. 2 著作物の利用が引用に該当すること
4. 3 公正な慣行に合致すること
4. 4 引用の目的上正当な範囲で行われるものであること
4. 5 引用の4つの要件についての判断
5. 解説及び補足
5. 1 2要件説
5. 2 総合考慮説
5. 3 控訴審におけるY（被告・被控訴人）とX（原告・控訴人）の主張
5. 4 裁判所の判断の構成
6. おわりに

1. 控訴審の概要

X（原告・控訴人）は、宗教法人（創価学会）であり、聖教新聞の出版及び販売業を行っている。Y（被告・被控訴人）は、X（創価学会）の会員であり、かつて、聖教新聞の販拡（啓蒙）活動をしており、現在も聖教新聞を購読している。

Xは、聖教新聞に掲載された写真の著作権を有しており、Yは、平成30年10月22日から令和元年10月21日までの間、25回にわたり、インターネットを利用して、聖教新聞に掲載された複数の写真（本件写真1から本件写真37を総称して本件各写真）を本文とともにツイッター（X）に投稿（本件各投稿）した。Xは、Yによる本

件各投稿が本件各写真の著作権（送信可能化権（著作権法 23 条））を侵害すると主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

下記の投稿は、本件各投稿のうち、象徴的な「本件投稿 1」を原審の別紙投稿記事目録から引用したものである。本件投稿 1 は、投稿された写真が本件写真 1 であり、投稿本文は「最凶タグ」の 5 文字である。

1 URL (省略)

投稿日時 平成30年10月22日 午前8:11

アカウント名 @B

本文

最凶タグ



本件投稿 1（原審の別紙投稿記事目録より引用）

2. 争点

控訴審における争点は、次の通りであり、争点 1 乃至 6 は原審と同じである。なお、争点 A は、控訴審で追加された争点である。

- 争点 1（本件各写真の著作物性）
- 争点 2（著作権の帰属）
- 争点 3（複製の成否）
- 争点 4（引用の抗弁）
- 争点 5（付随対象著作物の利用の抗弁）
- 争点 A（権利濫用の抗弁・当審における被告の追加主張）
- 争点 6（損害額）

本稿では、争点 4（引用の抗弁）に焦点を当てて控訴審における裁判所の判断を紹介する。なお、原審と比較するために、次に原審における争点 4 についての裁判所の判断を紹介する。

3. 原審における争点 4 についての裁判所の判断

裁判所は、まず「著作権法 32 条 1 項は、公表された著作物は、公正な慣行に合致し、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で、引用して利用することができる旨規定するところ、公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であるかどうかは、社会通念に照らし、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の程度などを総合考慮して判断されるべきである。」（下線は筆者。以下同じ。）として、総合的な考慮に基づいて判断すべきであると述べている。その上で、「批評をする目的でスマートフォンの写真 1 枚に写り込む限度で利用されたもの」、「本件各写真の構図は総じてありふれたものであり、（中略）全体として不鮮明であり、その画質は粗く細部は捨象されているこ

とが認められ（中略）仮に本件各写真に創作的表現部分があったとしても、ツイッターに投稿された上記写真に映し出された本件各写真は、そのごく僅かな部分を複製するものにすぎない」、「ツイッターに投稿された上記写真に映し出された本件各写真の上記態様に鑑みると、その不鮮明な本件各写真が独立して二次的に利用されるおそれは、極めて低い」、「本件全証拠によっても、二次的に利用されたことによって原告が経済的利益を得る機会を現に失ったことを認めるに足りない」と認定している。

また、「被告は、ツイッターに掲載した批評自体に聖教新聞からの引用である旨記載し又は「聖教新聞」という文字を上記写真に映り込ませてその投稿を継続していたことが認められる。そうすると、ツイッターに掲載された批評の内容が原告（創価学会）に対するものであり、原告（創価学会）の機関誌（聖教新聞）の報道写真としての性質を有する本件各写真の性質等を踏まえると、一般の読み手の普通の注意と読み方を基準とすれば、被告の一連の投稿内容に照らし、本件各写真の出所が聖教新聞であることは、十分にうかがわれるものといえる」と認定した上で、「上記認定に係る本件各写真の性質、その利用目的、ツイッターへの掲載態様、著作権者である原告に及ぼす影響の程度などを、社会通念に照らして総合考慮すれば、被告が聖教新聞掲載に係る本件各写真をスマートフォンで写してこれをツイッターに掲載して利用する行為は、公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であると認めるのが相当である。」と判断し、被告による本件各写真の利用は、著作権法 32 条 1 項にいう引用に該当するとしている。

原審は、最判昭和 55 年 3 月 28 日民集 34 卷 3 号 328 頁〔モンタージュ事件：第 1 次上告審〕で最高裁が適法な引用の基準として挙げた「明瞭区別性」と「主従関係」（いわゆる 2 要件説）に言及することなく、公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であるか否かを、社会通念に照らし、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の程度などを総合的に考慮（いわゆる総合考慮説）することによって引用の抗弁を認めている。

4. 控訴審における争点 4 についての裁判所の判断

4. 1 引用の 4 つの要件の検討

裁判所は、「著作物の全部又は一部を著作権者の承諾を得ることなく自己の作品に含めて利用するためには、〔1〕利用される側が公表された著作物であること、〔2〕当該著作物の利用が引用に該当すること、〔3〕当該引用が公正な慣行に合致すること、〔4〕当該引用が報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること、の各要件を満たすことを要することになる。」と 4 つの要件を挙げた上で、〔1〕の公表著作物性の要件以外の各要件について検討している。

4. 2 著作物の利用が引用に該当すること

〔2〕の引用について、「引用する側の作品に接した一般人が、引用されている部分を認識し得ることが前提となることから、一般には、利用する側の作品から、利用される側の著作物を明瞭に区別して認識することができるが必要であり、また、利用する側の作品と、利用される側の著作物の間に、利用する側が主、利用される側が従という主従関係があることを要するものと解するのが相当である。」として、引用の要件の中で、「明瞭区別性」と「主従関係」が必要であるとしている。原審は「明瞭区別性」と「主従関係」に言及しておらず、この点で異なる。

裁判所は、「この主従関係も、利用する側の作品と利用される側の著作物との量的な比較のみにより形式的な主従関係を判断するのではなく、利用する側の作品や利用される側の著作物の性質、引用の目的、引用の方法や態様等の様々な要素を考慮した上、社会通念に照らし、実質的な主従関係を判断すべき」と述べており、主従関係は、量的な比較のみによらないことを示している。

4. 3 公正な慣行に合致すること

〔3〕の公正な慣行に合致することについて、「「公正な慣行」が、著作物の属する分野や公表媒体等によって異なり得ることから、当該分野や公表媒体等における引用に関する公正な慣行が存在するのであれば、引用して利用す

る方法や態様が当該慣行に合致すると認められるかにより判断され、これが存在しないのであれば、社会通念上相当な方法等によるものと認められるかにより判断されるものと解される。」としている。裁判所は、「公正な慣行」は著作物の属する分野や公表媒体等によって異なることを前提とし、引用して利用する方法や態様が存在しないのであれば、「公正な慣行」は社会通念上相当な方法等であるかによって判断されるとしており、これは、ツイッターを含む比較的新しいメディアである SNS 等を想定していると思われる。

4. 4 引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること

〔4〕の報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものであることについて、「引用部分が、引用の目的との関係において正当な範囲内であることについては、引用の目的の内容及び正当性、引用の目的と利用される側の著作物との関連性、利用される側の著作物の性質、引用された範囲及び分量、引用の方法及び態様、利用する側が得る利益及び利用される側が被る不利益の程度等を考慮し、前記著作権法の目的及び規定の趣旨を踏まえ、総合的に評価するほかはない。」として、①種々の要素と、②著作権法の目的（著作権法1条）と、③著作権法32条が、著作権の保護を図りつつ、文化的所産としての著作物等の公正な利用を可能ならしめるための規定という趣旨を考慮して、総合的に評価して判断すべきとしている。

4. 5 引用の4つの要件についての判断

（1）「公表された著作物」について

上記〔1〕の要件については、本件各写真は、聖教新聞に掲載され公表されていることは明らかである。

（2）「著作物の利用が引用に該当すること」について

上記〔2〕の要件について、「その記載事項、掲載の形式、外観から、利用する側の本件各投稿の投稿本文の部分と、利用される側の本件各写真（引用）を含む部分とは、明瞭に区別して認識することができるものといえる」として、明瞭区別性の要件を満たしているとしている。

また、主従関係については、「利用される側の本件各写真（引用）を含む聖教新聞を撮影した写真部分は、画面上、投稿本文より大きい部分を占めており、本件各写真（引用）の中には、当該写真部分の大部分を占めるものもある。」として、本件投稿1のように、量的にみれば本件各写真（引用）より投稿本文が少ない投稿があること認めている。その上で、「しかし、本件各投稿は、インターネット上のいわゆる短文投稿サイトであるツイッター（X）に投稿されたものであり、ツイッターにおいては、本文で投稿することができる文字数に制限があるから、ツイッター上で他の著作物を引用して表現活動を行う場合には、外見上、引用部分よりも本文の方が短くなることは通常よくみられることである。この場合に単純に引用部分と本文との長短や量を比較し、主従関係を判断することは、ツイッターを利用して「つぶやく」という形で行われる表現活動を不当に制限する効果をもたらすおそれがある。」として、ツイッター（X）の特性を勘案すべきであって、量的な視点からのみで主従関係を判断すべきではないとしている。

さらに「他方、本件における被告の表現活動の目的は原告に対する「批評」であり（後記）、批評に当たり引用されたのは時事の出来事を報道した記事本文や本件各写真（引用）であって、その引用の方法・態様等は、被告において、批評の対象とする出来事を報じた紙面上の記事や本件各写真（引用）をスマートフォンの写真1枚に写り込む限度で撮影し、当該撮影した写真を掲載する態様で行ったものである（認定事実（4））。これらの本件各投稿の内容や本件各写真（引用）等の性質、引用の目的、引用の方法・表現態様等に照らせば、本件各投稿においては、社会通念上、ツイッターの本文として投稿された部分が主であり、利用される側の本件各写真（引用）が従であると認めるのが相当である。」として、本件各投稿は、主従関係の要件を満たしていると判断している。また、「本件各写真（引用）が投稿本文と独立して鑑賞の対象となる態様で引用されていたとまでは認めることはできない。」とも認定した上で、「Yが、本件各写真（引用）を新聞記事とともに複製し本件各投稿に掲載した行為は、「引用」に該当する。」と判断している。

（３）「公正な慣行に合致すること」について

上記〔３〕の要件について、裁判所は、本件投稿１を含むいくつかの投稿で、本件各写真（引用）の出所が明示されていないことについて、公正な慣行に合致するか否かを判断している。裁判所は、「Ｙは、本件各投稿の投稿本文に聖教新聞からの引用である旨記載し（本件投稿 7、9、10、14、18、19、21～25）、又は「聖教新聞」の題字を写り込ませてその写真を掲載する」ことを挙げ、さらに「本件各投稿の読者の多くが原告の会員やその関係者であると考えられることに照らすと、原告が指摘する本件各投稿の一部に、投稿本文において聖教新聞に言及しておらず、新聞紙面を撮影した写真に聖教新聞の題字が写り込んでいないものがあるとしても、投稿内容や前後の投稿を参照することにより、掲載された本件各写真（引用）の出所が聖教新聞であることは容易に読み取ることができるといふべきである。」として、「本件各投稿における聖教新聞の引用は、少なくとも社会通念上相当な方法には合致するものといふべきである。」と判断している。

（４）「引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること」について

上記〔４〕の要件については、本件各投稿の全て（本件投稿 1～本件投稿 25）を検討した上で「本件各写真（引用）は、引用の目的との関係で、いずれも関連性が認められるといふべきである。」「本件の引用により利用された著作物の範囲及び分量は相当であったといふべきである。また、引用の方法及び態様に、特段不相当な点も認められない。」「本件各投稿は、公開された聖教新聞の紙面上の本件各写真（引用）により報道された出来事等に対する批評であるが、被告が本件各投稿により、商業的利益を得た事実は認められない上、本件各写真（引用）の引用を認めることにより、原告が販売部数の減少等の経済的不利益（中略）を被ることを認めるに足りる証拠はない。」と認定した上で、「本件各投稿における本件各写真（引用）の引用は、いずれも「引用の目的上正当な範囲内で行われるもの」であるものと認めるのが相当である。」と判断している。

（５） 結論

裁判所は、本件各写真について、引用の抗弁（著作権法 32 条 1 項）の成立を認め、原審の判決は相当であるとして、本件控訴を棄却している。

5. 解説及び補足

2 要件説と総合考慮説について簡単に解説した上で、控訴審における Y（被告）と X（原告）の主張及び裁判所の判断の構成について補足する。

5. 1 2 要件説

旧著作権法に関する判例として、最判昭和 55 年 3 月 28 日民集 34 巻 3 号 244 頁〔モンタージュ事件：第 1 次上告審〕がある。本件は、原告が撮影した山岳写真（スキーヤーが雪面を滑降している写真）を被告が無断で加工し、パロディ作品を制作した行為について著作権及び著作者人格権の侵害を主張し、損害賠償等を求めた事件である。同判決は、「右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に、前者が主、後者が従の関係と認められる場合でなければならない」として、引用の要件として、明瞭区別性と主従関係を示した。

モンタージュ事件最高裁判決が示した 2 要件を、現行著作権法における引用の成立要件とした判例として、東京高判昭和 60 年 10 月 17 日無体集 17 巻 3 号 462 頁〔藤田嗣治事件：控訴審〕があり、藤田嗣治事件高裁判決は、その後、学説・裁判例に大きな影響を与えた⁽²⁾。なお、2 要件説については、「最高裁判決の述べているこの二要件と 32 条の文言との関係は明確ではない。」⁽³⁾、「明瞭区別性と主従関係という 2 要件により判断を行う立場に対しては、32 条 1 項の文言と整合的ではないという問題点や、雑多な考慮要素がこの 2 要件（特に「主従関係」要件）に押し込まれたために、判断基準が不明確になっているという問題点が学説により指摘されてきた。」⁽⁴⁾、「2 要件

説には「現行法との関係が明らかでない」「不明確で予測可能性を害する」などの批判も根強い。⁽⁵⁾といった批判的な見解が多い一方、「明瞭区別性及び主従関係の要件については、（中略）従来通り「明瞭区別性」及び「主従関係」の要件の方が簡明で分かりやすく妥当であると考え。（中略）明瞭区別性及び主従関係の両要件は、三二条一項の文言全体から抽出される要件であると考え。」⁽⁶⁾との見解がある。

5. 2 総合考慮説

そこで、著作権法 32 条 1 項の「公正な慣行」や「引用の目的上正当な範囲内」という条文上の要件から様々な要素を考慮して引用の適法性について判断する総合考慮説による裁判例が現れ、代表的な裁判例として、東京高判平成 14 年 4 月 11 日〔絶対音感事件〕や知財高判平成 22 年 10 月 13 日判時 2092 号 135 頁〔絵画鑑定書事件〕がある。総合考慮説によれば、社会通念や著作権者の経済的利益などを考慮した柔軟な判断が可能となる一方で、どの判断要素を重視するかによって結論が異なるという予測可能性が低くなる問題がある。総合考慮説については、「今後は、著作権法 32 条の文言に沿って、「公正な慣行」と「正当な範囲内」という 2 つの柱について、著作物の性質・利用態様・利用目的・利用分量等の諸要素を総合的に勘案して引用に当たるか否かの判断をするのが相当であると思われる。」⁽²⁾や「近年の判例や学説のように、まず引用であること、次いで 32 条に規定する「公正な慣行」、「正当な範囲」という要件の分析を図るべきであろう。」⁽⁷⁾といった見解がある。

5. 3 控訴審における Y（被告・被控訴人）と X（原告・控訴人）の主張

（1） Y（被告・被控訴人）の主張

Y は、著作権法 32 条 1 項の引用の成否の判断基準について「公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であるかどうかは、社会通念に照らし、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響などを総合考慮して判断されるべきである（知財高判平成 22 年 10 月 13 日（平成 22 年（ネ）第 10052 号）。）」として、はじめに、引用の成否は総合考慮説に基づいて判断されるべきと主張している。Y による本件投稿 1 を見ると、投稿された写真に対する投稿本文は「最凶タッグ」のみであることから、「主従関係」が勘案される 2 要件説よりも総合考慮説の方が Y にとって有利に働くとの考えがあったと推察される。次に、Y は、「また、明瞭区分性・主従関係（最判昭和 55 年 3 月 28 日民集 34 卷 3 号 244 頁）を引用該当性の要件として捉えるとしても、本件各投稿の投稿本文と掲載された本件各写真（引用）（本件写真 1～9、11～26、30～37）とは明瞭に区分されており、前者が主・後者が従であることも明らかである。」と主張し、2 要件について判断されたとしても、投稿本文と掲載された本件各写真は、明瞭に区分されており、前者が主・後者が従であることも明らかである、と述べている。本件投稿 1 についてみると、投稿本文と投稿された写真が明瞭に区分されていることは明らかであるが、主従関係が量によって判断されるのであれば、投稿本文が主とは言い切れないため、Y の立場からすれば、主従関係については量ではない他の要素に基づいて判断されるべき旨を主張することが重要になると思われる。

（2） X（原告・控訴人）の主張

X は、はじめに、主従関係について「伝統的な二要件説によれば、本件各投稿は、掲載された本件各写真（引用）との批評関係を欠くから、投稿本文が主で本件各写真（引用）が従とはいえない。また、本件投稿 1 については、本件写真 1 をトリミングして被写体を強調する一方、投稿本文は「最凶タッグ」の 5 文字のみであるから、投稿本文が主で本件写真 1 が従とはいえない。」と主張している。本件投稿 1 を量的にみれば、本件写真 1 の方が投稿本文より多くの部分を占めると考えることができるため、はじめに 2 要件説に基づいた主張を行ったと推察される。これは、Y がはじめに総合考慮説に基づいた主張を行ったことと異なり興味深い。次に、X は、「引用の目的上正当な範囲内」と「公正な慣行」について主張している。これは、原審が総合考慮説に基づいて判断したことから、控訴審においても総合考慮説に基づき「引用の目的上正当な範囲内」と「公正な慣行」が検討されることを想定して主張を行ったと推察される。X の立場からすれば、2 要件説、ここでは量的な観点からの主従関係を主張す

ることが自己に有利に働くと考えられるが、総合考慮説に基づいた判断がなされることを想定して、種々の要素についても主張しておくことが重要であると思われる。

5. 4 裁判所の判断の構成

原審と控訴審は、いずれも引用の抗弁について、総合考慮説によって判断し、いずれも Y の投稿について引用の抗弁を認めている。しかしながら、原審は、「明瞭区別性」と「主従関係」に触れることなく判断しているのに対して、控訴審では、〔1〕利用される側が公表された著作物であること、〔2〕当該著作物の利用が引用に該当すること、〔3〕当該引用が公正な慣行に合致すること、〔4〕当該引用が報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること、という4つの要件について判断する中で、〔2〕において、「明瞭区別性」と「主従関係」について検討している点で異なる。控訴審の判決は、総合考慮説をとりつつ「明瞭区別性」と「主従関係」について検討しており、これは「総合考慮説の諸要素と「明瞭区別性」「主従関係」といった基準は特に背反するとは考えにくく、最高裁の基準と本判決を統一的に解釈することは可能であるように思える。」⁽⁸⁾という見解に該当するケースだと思われる。

控訴審では、主従関係の判断において「本文で投稿することができる文字数に制限があるから、（中略）外見上、引用部分よりも本文の方が短くなることは通常よくみられることである。この場合に単純に引用部分と本文との長短や量を比較し、主従関係を判断することは、ツイッターを利用して「つぶやく」という形で行われる表現活動を不当に制限する効果をもたらすおそれがある。」として、ツイッターの特性が考慮されている。

6. おわりに

本判決は、引用の抗弁の成立について、スマートフォンを用いて写した報道写真をツイッターに投稿した事案について、総合考慮説に基づいて引用の抗弁の成立を認めたものである。今後、総合考慮説に基づいた判例が蓄積されていく中で、著作物の性質によっては総合考慮説に基づいた検討において「明瞭区別性」と「主従関係」も検討されると考えられる。「明瞭区別性」については、批評や研究などにおける典型的な引用の場合は、その対象が明確に区別されることから問題になることは少ないが、パロディのような取り込み型の引用の場合は、「明瞭区別性」の判断が重要な論点になる。「主従関係」については、批評や研究などにおける典型的な引用の場合には、量や質の観点から妥当な結論を導くことができ得るが、SNS等をはじめとした比較的新しいメディアにおける引用の場合は、本判決のように、その特性を勘案した判断がなされる可能性がある。今後の実務においては、総合考慮説を前提としつつ、「明瞭区別性」と「主従関係」についても検討され得ることを想定した上で、「対象となる著作物の特性」を勘案した主張が重要になると思われる。

(注)

- (1) 東京地判令和6年9月26日（令和5年（ワ）第70388号）裁判所ウェブサイト。
- (2) 高部眞規子「判批」『著作権判例百選〔第4版〕』（2009年）121頁。
- (3) 中山信弘『著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）420頁。
- (4) 愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也 編『知財判例コレクション』（有斐閣、2021年）234頁。
- (5) 福井健策「判批」『著作権判例百選〔第6版〕』（2019年）142頁。
- (6) 三山裕三『著作権法詳説 判例で読む16章』（雄松堂出版、2004年）228-229頁。
- (7) 中山信弘『著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）421頁。
- (8) 福井・前掲注（5）143頁。ここでの本判決は、知財高判平成22年10月13日判時2092号135頁〔絵画鑑定書事件〕である。

（原稿受領 2026.4.27）